

# 姫路市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要綱

平成17年 9月 1日

最終改正 平成26年 3月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約過程に係る苦情処理の手續について必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理の対象となる工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事は、市長が発注した建設工事とする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事を除く。

(一次苦情申立て)

第3条 次条に定める者は、入札及び契約過程に係る契約課及び工事担当課の職員の説明を受けてもなお、当該入札及び契約過程に不服のあるときは、市長に対し、書面により苦情の申立て（以下「一次苦情申立て」という。）をすることができる。

(一次苦情申立てをすることができる者)

第4条 一次苦情申立てをすることができる者は、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者及び姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和59年10月25日制定）の規定に基づき設立された共同企業体（以下「登録業者等」という。）で、次の各号に掲げる入札の方式の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 制限付一般競争入札 当該入札についての参加資格を満たさないと認められた登録業者等

(2) 指名競争入札 当該入札に参加できる者として指名されなかった登録業者等で、当該入札に参加できる者として指名された登録業者等と同一の業種に登録があるもの

(一次苦情申立ての対象となる事項)

第5条 一次苦情申立ての対象となる事項は、次の各号に掲げる登録業者等の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第1号に該当し、一次苦情申立てをする登録業者等 当該制限付一般競争入札についての参加資格を満たさないと認めた理由

(2) 前条第2号に該当し、一次苦情申立てをする登録業者等 当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかった理由

(一次苦情申立ての方法)

第6条 一次苦情申立ては、次に掲げる苦情の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 前条第1号に定める苦情 当該制限付一般競争入札に係る公告において、市長が定める日まで

(2) 前条第2号に定める苦情 市長が当該指名競争入札の指名業者名を公表した日の翌日から起算して5日以内

2 一次苦情申立ての書面には、申立者の住所又は所在地、氏名又は名称及び法人にあっては代表者名並びに申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載し、押印するものとする。

(一次苦情申立てに対する回答)

第7条 市長は、一次苦情申立てがあったときは、当該一次苦情申立てをすることができる期間の最終日の翌日から起算して5日以内に回答の内容を決定するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、回答の内容の決定の期限を延長することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により回答の内容の決定の期限を延長したときは、延長後の期限及び延長の理由を一次苦情申立てを行った者（以下「一次苦情申立者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、回答の内容を決定したときは、一次苦情申立者に対し、速やかに回答するものとする。  
（一次苦情申立ての却下）

第8条 市長は、一次苦情申立てが、第2条、第4条、第5条又は第6条第1項に規定する要件を欠くと認めるときは、当該一次苦情申立てを却下することができる。

2 市長は、一次苦情申立てを却下したときは、速やかに一次苦情申立者にその旨及びその理由を通知するものとする。

（一次苦情申立ての処理の結果の公表）

第9条 市長は、一次苦情申立者に回答し、又は却下の通知をしたときは、一次苦情申立ての書面及び一次苦情申立てに対する回答又は一次苦情申立てを却下した旨を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第10条 一次苦情申立てに対する回答を受け取った者で、当該回答による説明に不服があるものは、市長に対して、再度の苦情申立て（以下「再苦情申立て」という。）を行うことができる。

（再苦情申立ての方法）

第11条 再苦情申立ては、一次苦情申立てに対する回答を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対して行わなければならない。

2 第6条第2項の規定は、再苦情申立ての書面について準用する。

（再苦情申立てに対する回答）

第12条 市長は、再苦情申立てがあったときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、姫路市入札監視会議（以下「監視会議」という。）を開催し、その意見を聴いた上で、再苦情申立てに対する回答の内容を決定するものとする。

2 市長は、監視会議の招集日を決定したときは、その旨を再苦情申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、監視会議の意見を聴いた日の翌日から起算して7日以内に回答の内容を決定するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、回答の内容の決定の期限を延長することができる。

4 第7条第2項の規定は、前項ただし書きの場合について準用する。

5 市長は、回答の内容を決定したときは、再苦情申立者に対し、速やかに回答するものとする。  
（再苦情申立ての却下）

第13条 市長は、次に掲げる要件を欠くと認める再苦情申立てを却下することができる。

(1) 再苦情申立ての期間を徒過したもの

(2) 一次苦情申立てを行っていない者から再苦情申立てがあったもの

(3) 一次苦情申立てを却下された者から再苦情申立てがあったもの

2 市長は、再苦情申立てを却下したときは、速やかに再苦情申立者にその旨及びその理由を通知す

るとともに、次の監視会議においてその報告をしなければならない。

(再苦情申立ての処理の結果の公表)

第14条 市長は、再苦情申立者に回答し、又は却下の通知をしたときは、再苦情申立ての書面及び再苦情申立てに対する回答又は再苦情申立てを却下した旨を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立ての再度の苦情申立て)

第15条 第12条第5項に規定する回答を受けた再苦情申立者は、当該申立てについて、本要綱に基づく再度の苦情申立てをすることができない。

(期間の算定)

第16条 第6条第1項第2号、第7条第1項、第11条第1項及び第12条第3項の期間の算定については、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条に規定する市の休日を算入しない。

(申立ての提出先)

第17条 一次苦情申立て及び再苦情申立ては、契約課に提出してしなければならない。

(掲示)

第18条 契約課長は、この要綱による苦情処理の手続の概要を契約課に掲示するものとする。

(入札手続の執行)

第19条 一次苦情申立て及び再苦情申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日改正）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。